第明治三二十種五郵年三月物三十一認可日

$E_{令元}$＝0.00974
$E_{令2}$＝0.00172
$E_{令3}$＝0.00274
$E_{令4}$＝0.00452

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の2分の1以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和47年度から昭和51年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和58年度から平成4年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

H　昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成15年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成3年度から平成12年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成25年度及び平成26年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_n　n年度（平成27年度以降に限る。）において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

J_{27}＝0.045
J_{28}＝0.0450
J_{29}＝0.0450
J_{30}＝0.04500
$J_{令元}$＝0.04500
$J_{令2}$＝0.04500
$J_{令3}$＝0.04500
$J_{令4}$＝0.04500

△

○

$E_{令元}$＝0.00973
$E_{令2}$＝0.01104
$E_{令3}$＝0.00274
$E_{令4}$＝0.00452
$E_{令5}$＝0.00570

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の2分の1以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和47年度から昭和51年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として昭和58年度から平成4年度までの各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業新特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金

H　昭和58年度から平成2年度までの各年度において発行を許可された地下鉄建設事業債の支払利息相当額を対象として平成15年度以降の各年度において発行を許可された地方債（以下「地下鉄事業続特例債」という。）及び平成3年度から平成12年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業債の支払利息相当額を対象として平成25年度及び平成26年度に発行について同意又は許可を得た地方債（以下「地下鉄事業再特例債」という。）に係る当該年度における元金償還金の額のうち総務大臣が算定して通知した額

I_n　n年度（平成27年度以降に限る。）において発行について同意又は許可を得た地下鉄事業再特例債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

J_{27}＝0.045
J_{28}＝0.0450
J_{29}＝0.0450
J_{30}＝0.04500
$J_{令元}$＝0.04500
$J_{令2}$＝0.04500
$J_{令3}$＝0.04500
$J_{令4}$＝0.04500
$J_{令5}$＝0.04500